

米子市 生活排水対策方針 (改定案)

**平成 31 年(2019 年)2月
(令和8年(2026 年)3月改定)**

米子市上下水道局

目次

I 生活排水対策方針の改定にあたって	1
II 本方針の位置付け	2
III 本市の生活排水処理施設	3
IV 生活排水対策を取り巻く環境	4
1 今後の人口動向	4
2 国の動向	4
V 本市の生活排水対策の状況と課題等	5
1 生活排水処理施設の普及状況	5
2 生活排水対策の方針見直し	6
3 生活排水処理施設の整備状況と課題等	8
VI 今後の生活排水対策方針について	13
1 基本的な考え方	13
2 各生活排水処理施設における今後の方針	13
3 今後の事業運営の方向性について	18
VII 検証及び評価	19
【用語解説】	20

I 生活排水対策方針の改定にあたって

生活排水対策は、市民の環境衛生の向上及び都市の健全な発達に寄与するとともに、公共用水域の水質保全のために重要な役割を担っています。

本市には、昭和 63 年度に湖沼水質保全特別措置法に基づく指定湖沼となり、湖沼水質保全計画を策定のうえ、閉鎖水域として水質保全対策を推進している中海をはじめ、加茂川などの市街地を流れる河川のほか、白砂青松の弓ヶ浜海岸などの自然や景観等があります。これらを守るためにも、今後も環境衛生の向上や公共用水域の水質保全を図り、生活排水対策を推進する必要があります。

本市では、これまで集合処理(公共下水道事業及び農業集落排水事業)による整備を基本とした、生活排水対策を推進してきました。

平成 29 年度には、国が定めた「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル(以下、新三省マニュアルという。)に基づき、集合処理・個別処理の経済比較の検証を行った結果、未整備地域のほぼ全域が集合処理(公共下水道)での整備が有利と判定されました。

しかし、本市は多くの未整備地区を抱えることから、「公共下水道の新規整備を現状程度で行った」場合、整備完了までには相当の期間を要することが見込まれ、経済比較に加えて、時間軸の観点から整備手法を検討する必要があるとして、平成 31 年 2 月に「米子市生活排水対策方針」(以下、「前方針」という。)を策定し、集合処理を基本としつつ、整備に期間を要する区域については、合併処理浄化槽の普及を効果的に組み合わせて汚水処理施設の概成(以下、「概成」という。)を目指す方針を定め、生活排水対策を推進してきました。

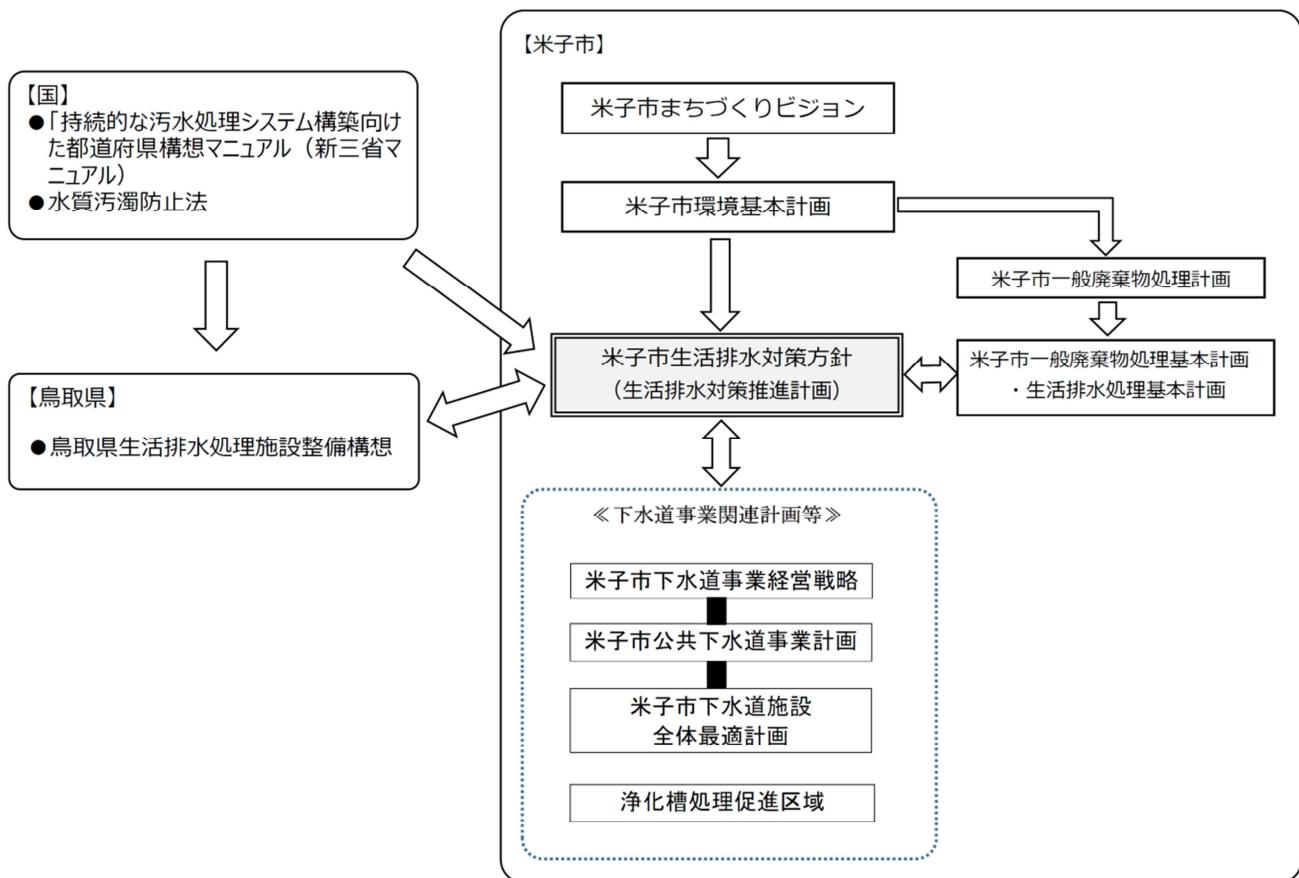
なお、国は公共下水道の新規整備に対し、令和 8 年度までは国庫補助金を重点配分する「10 年概成方針」を示していますが、令和 9 年度以降の国庫補助制度は不透明な状況です。これにより、新規整備量の確保が見込めず、未整備区域では排水対策の見通しが立たないことや、合併処理浄化槽による排水対策は、使用者のニーズに柔軟に対応でき、排水対策効果の早期発現が期待できることを踏まえ、本市では令和 5 年度に生活排水対策について、公共下水道の計画区域を見直し、計画区域外においては合併処理浄化槽の普及促進を主体とした、効率的かつ効果的な排水対策へ移行することに決定しました。

以上を踏まえ、今後環境衛生の向上や公共用水域の水質保全を図るにあたり、概成後における公共下水道、農業集落排水施設及び合併処理浄化槽等の生活排水処理施設(以下、「生活排水処理施設」という。)について方針を定め、それに基づき生活排水対策を推進するため、このたび「米子市生活排水対策方針」の改定を行うものです。

II 本方針の位置付け

本方針は、生活排水処理施設の整備や生活排水対策にかかる普及啓発等を計画的かつ総合的に推進することを目的として、水質汚濁防止法第14条の9(※1)の規定に基づく「生活排水対策推進計画」と位置付け、以下のとおり関連計画等との連携を図り、生活排水対策を実施していくこととしています。

<図1 米子市生活排水対策方針と関連計画等>



※1 水質汚濁防止法第14条の9(生活排水対策推進計画の策定等)（一部抜粋）

生活排水対策推進市町村は、生活排水対策重点地域における生活排水対策の実施を推進するための計画(以下「生活排水対策推進計画」という。)を定めなければならない。

2 生活排水対策推進計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 生活排水対策の実施の推進に関する基本的方針

二 生活排水処理施設の整備に関する事項

III 本市の生活排水処理施設

生活排水処理施設は、各家庭や事業所等からのし尿や生活雑排水(以下、「汚水」という。)を処理施設に集めて処理する「集合処理」と、各家庭や事業所等に設置した施設で汚水を処理する「個別処理」に分けられます。

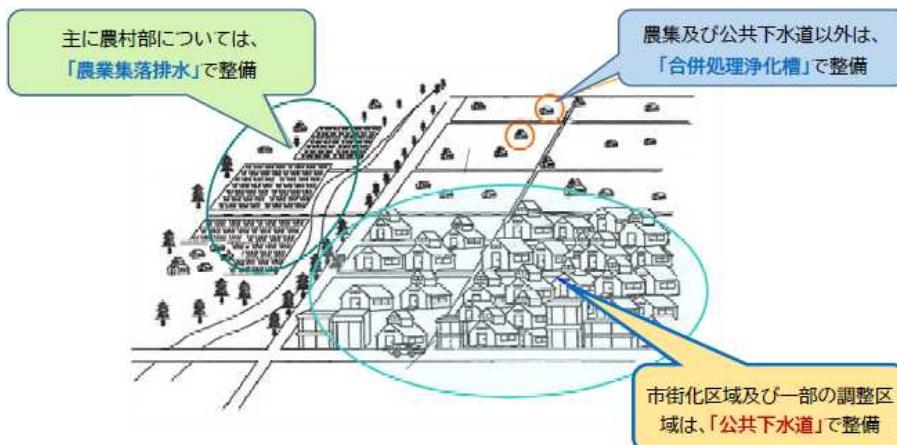
本市における主な生活排水処理施設は、以下のとおりです。

<表1：生活排水処理施設>

生活排水処理施設	【集合処理】	
	各家庭や事業所等から排出された汚水を下水道管路により下水処理施設へ送り、処理を行う方式。	<ul style="list-style-type: none"> ●公共下水道 市街化区域や市街化調整区域の一部における汚水を処理する施設。本市では内浜処理区、外浜処理区及び淀江処理区の3処理区にて処理を行っている。
		<ul style="list-style-type: none"> ●農業集落排水施設 主に農村地域における汚水を処理し、農業用水の環境衛生の向上や水質保全を図る。本市では12地区で整備が完了。
		<ul style="list-style-type: none"> ●コミュニティプラント 開発行為で造成された住宅団地や流通業務団地等の汚水を処理する小規模な処理施設。本市では5団地において、この方式による処理が行われており、所有者による定期的な保守点検、清掃や法定検査が必要。
【個別処理】		
各家庭や事業所等から排出された汚水を個別に設置する施設により、処理を行う方式。		<ul style="list-style-type: none"> ●合併処理浄化槽 公共下水道や農業集落排水施設等の汚水処理施設と同様な浄化能力がある。なお、各所有者による定期的な保守点検、清掃や法定検査が必要。

※上記以外に、単独処理浄化槽やくみ取り槽による処理事例がある。

<図2：生活排水対策処理施設の整備イメージ>



IV 生活排水対策を取り巻く環境

1 今後の人口動向

本格的な少子・高齢化社会の進展に伴い、本市において、今後も人口が減少することが見込まれ、令和5年12月に国立社会保障・人口問題研究所が発表した人口推計は、下図のとおりとなっています(図3参照)。

人口の減少は、直接、下水道使用料等の収入の減少等、今後の公共下水道事業及び農業集落排水事業の運営に多大な影響を及ぼすことから、今後も事業を取り巻く環境は厳しさを増すことが予想され、持続可能な生活排水対策のためには、排水処理の方法の選択が必要になります。

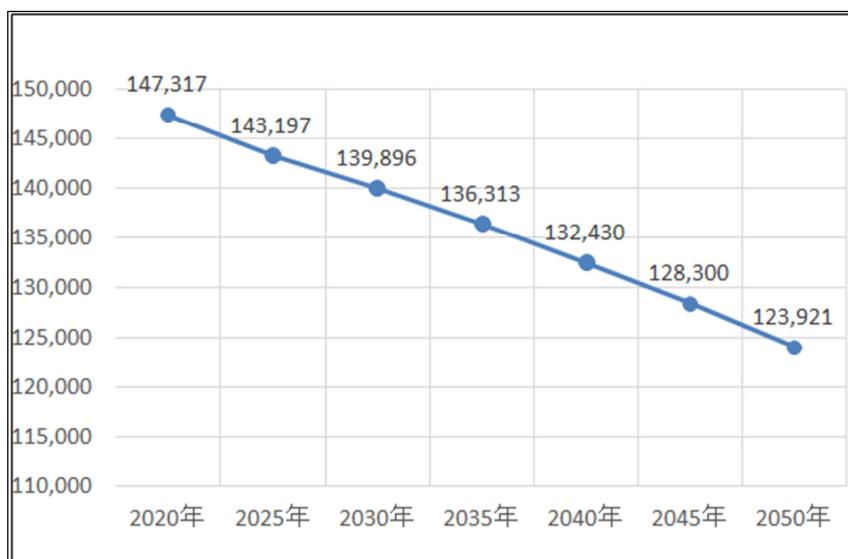
2 国の動向

汚水処理人口の普及促進及び汚水処理施設ストックの老朽化対策を図ることを目的として、平成26年1月に「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」が国土交通省・農林水産省・環境省の三省によって取りまとめられました。

その主なポイントは、「経済比較を基本としつつ、時間軸の観点から中期での早期整備及び長期での持続可能な汚水処理システムの構築を目指す」というものです。また、国は令和8年度末まで新規管渠整備に重点配分する「10年概成方針」を示しています。

なお、「10年概成」以降の公共下水道の新規整備にかかる国庫補助制度は、不透明な状況であり、国は長期的スパンについては、新規整備だけでなく、整備済区域における改築・更新をはじめ、人口減少に伴う下水道職員の減少や使用料の減収等を見据えた執行体制の確保や効率的な事業運営など、持続可能な事業の方向性を示しています。

<図3：将来人口推計>



国立社会保障・人口問題研究所 令和5年推計
2020年(R2)～2050年(R32)

V 本市の生活排水対策の状況と課題等

1 生活排水処理施設の普及状況

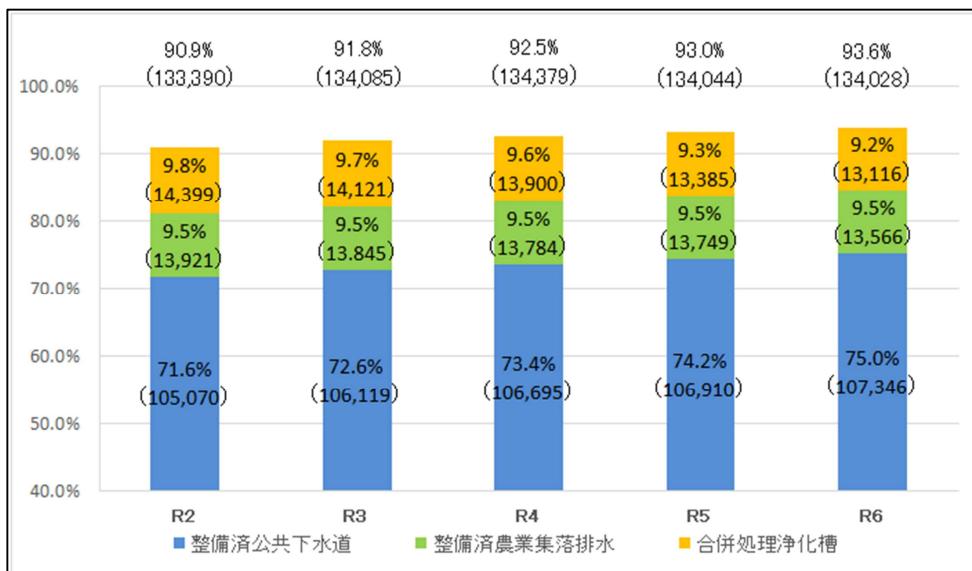
本市では現在、概成の達成に向け、集合処理による整備を基本としつつ、合併処理浄化槽の普及促進を効果的に組み合わせた生活排水処理施設の整備を行っています。

令和6年度末での「汚水処理人口普及率」(行政人口に対し、生活排水処理施設を利用できる人口の割合)は、公共下水道 75.0%、農業集落排水 9.5%、合併処理浄化槽 9.2%、合計で 93.6%となっており、全国平均及び県内平均を下回る状況となっています(図4, 5参照)。

また、「水洗化率」(生活排水処理施設を利用できる人口に対し、実際に施設を利用している人口の割合)は、公共下水道 91.0%、農業集落排水 89.0%、全体で91.7%(合併処理処理浄化槽を含む)となっています(図6参照)。

<図4：汚水処理人口普及率の推移(R2～6) >

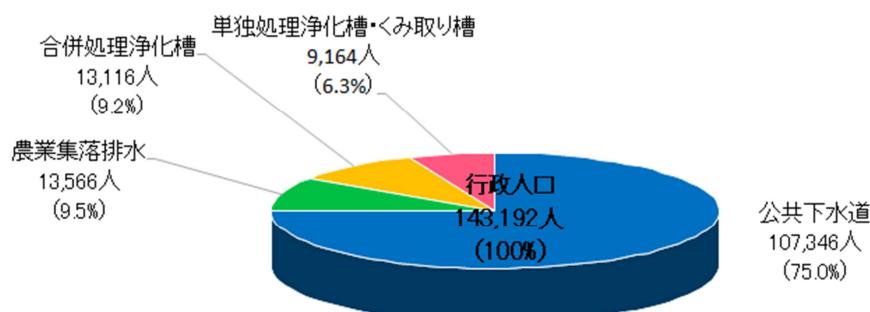
※()は生活排水処理施設を利用できる人口



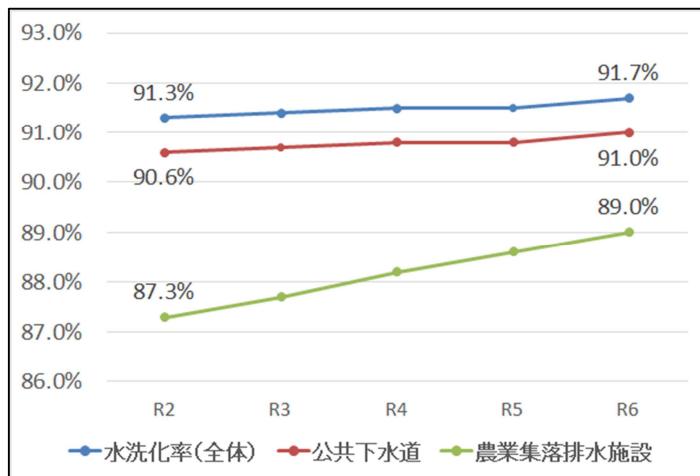
(参考)汚水処理人口普及率(令和6年度末)

・全国:93.7% ・鳥取県:96.3% ・米子市:93.6%

<図5：行政人口に占める各生活排水処理施設等の割合(令和6年度末)>
※生活排水処理施設を利用できる人口の割合



<図6: 水洗化率の推移(R2~6)>



2 生活排水対策の方針見直し

先にも述べたとおり、国の「10年概成方針」以後における国庫補助制度が不透明な状況なことや、合併処理浄化槽による排水対策が投資効果の早期発現が期待できることを踏まえ、令和5年度には本市の生活排水対策について、弓浜6地区(※2)の公共下水道の計画区域を見直し、令和9年度以降、計画区域外については合併処理浄化槽の普及促進を主体とした、効率的かつ効果的な排水対策へ移行することになりました(図7、8及び9参照)。

今回の改定では、現時点における各生活排水処理施設の整備状況や課題等を整理し、概成後における各生活排水処理施設の方針を定め、それに基づき生活排水対策を推進することとしています。

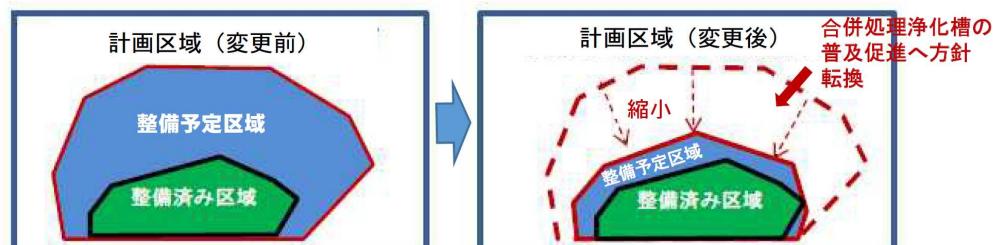
※2 弓浜6地区:夜見、富益、和田、大篠津、葭津、大崎地区のこと(夜見、富益及び大篠津、葭津、大崎地区の一部を除く。)。

«参考»

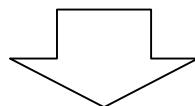
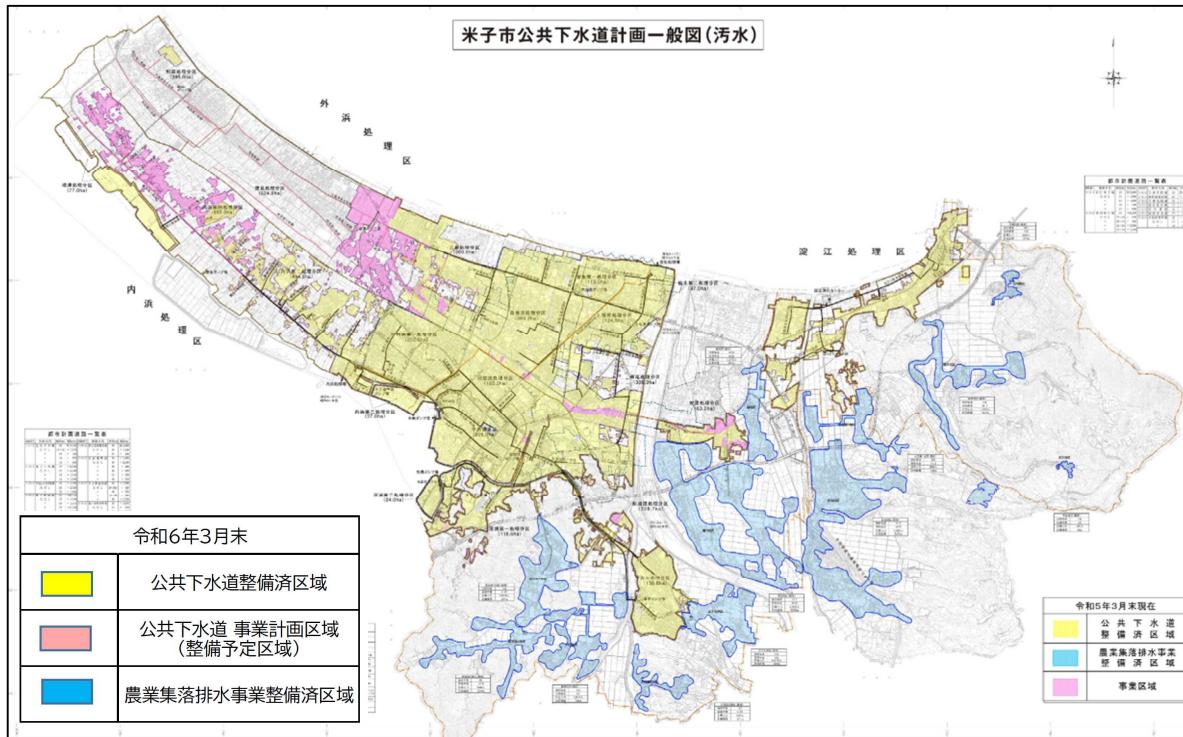
生活排水対策方針の見直しにかかる住民説明会の状況や住民等の意見・要望等は、本市HPにて掲載。

<https://www.city.yonago.lg.jp/43079.htm>

<図7: 公共下水道 計画区域の変更イメージ>

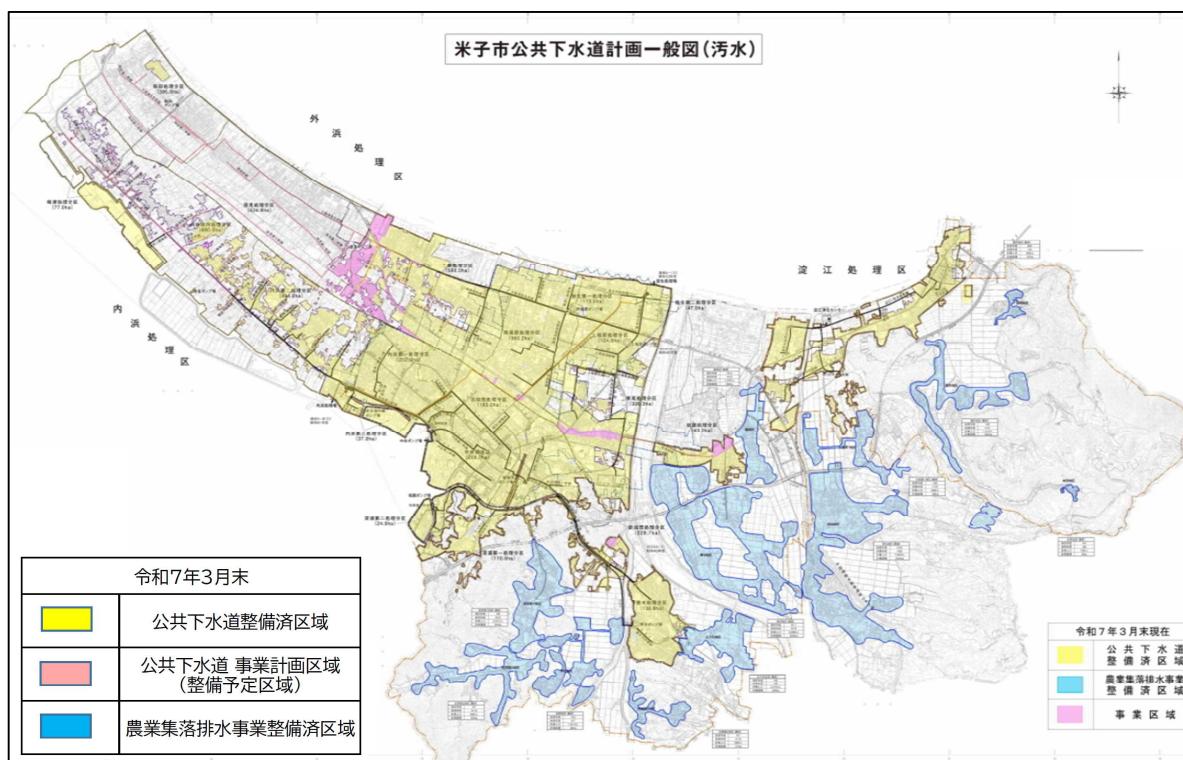


<図8：公共下水道・農業集落排水計画一般図(令和5年度末) 計画区域変更前>



公共下水道の計画区域の見直し
(計画区域の縮小)

<図9：公共下水道・農業集落排水計画一般図(令和6年度末) 計画区域変更後>



3 生活排水処理施設の整備状況と課題等

(1) 公共下水道

① 整備状況と計画区域の見直し

本市では、直近5年間で年当たり平均して約57ヘクタールの面積を拡大してきましたが(表2参照)、令和5年度の生活排水対策の方針見直しに伴い、令和6年度に弓浜6地区の公共下水道の計画区域を縮小しました。

公共下水道の事業計画区域(整備予定区域)における整備率は、令和6年度末で94.6%であり、概成に向け、残りの整備予定区域の整備を行っています。

<表2: 公共下水道の整備状況(令和6年度末) 単位:ha>

区域の名称	R2	R3	R4	R5	R6
全体計画区域面積 (ha)	5,170.6	5,170.6	5,170.6	5,170.6	4,079.0
事業計画区域面積 (ha) A	3,112.4	3,112.4	3,112.4	3,112.4	2,959.9
整備済区域面積 (ha) B	2,576.6	2,636.0	2,695.7	2,753.8	2,800.1
上記当該年度分 (ha)	60.3	59.4	59.7	58.1	46.3
事業計画区域の整備率 B/A	82.8%	84.7%	86.6%	88.5%	94.6%

計画区域の見直しにより、事業計画区域(整備予定区域)を縮小(令和7年3月)。

※当該事業区域面積(A)は、農業集落排水区域の公共下水道への編入予定区域を含んでいない。

② 課題等

ア)未整備区域の整備継続について

概成後においても、引き続き環境環境の向上や公共用水域の水質保全に向けて、計画区域内における未整備区域の整備を継続する必要があります。

イ)公共下水道への未接続について

公共下水道が供用開始されると、「公共下水道区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく公共下水道に接続しなければならない。」(下水道法第10条)と規定されています。

本市では現在、戸別訪問等による接続勧奨を行っていますが、公共下水道の必要性は理解されても、経済的な事由、高齢世帯の増加や家屋の老朽化、既存浄化槽やくみ取り槽の利用(※3)など、未接続の理由は多岐にわたっています。

公共下水道への未接続は、下水道使用料の未収による建設費や維持管理費等への財政面への影響のほか、環境衛生や公共用水域の水質悪化等により、事業本来の目的が果たせないことが考えられるため、今後も水洗化率の向上に取り組んでいく必要があります。

※3 公共下水道事業計画区域における、単独浄化槽やくみ取り槽の使用状況(令和6年度末)

- ・ 整備済区域:6.7%(使用者数/区域内人口)
- ・ 未整備済区域:43.5%(使用者数/区域内人口)

ウ)老朽化対策等について

本市の公共下水道は、事業開始から半世紀を経過し、老朽化による管路の改築や更新及び処理場の設備更新や施設全体の再構築が必要となっています(図表10、11参照)。

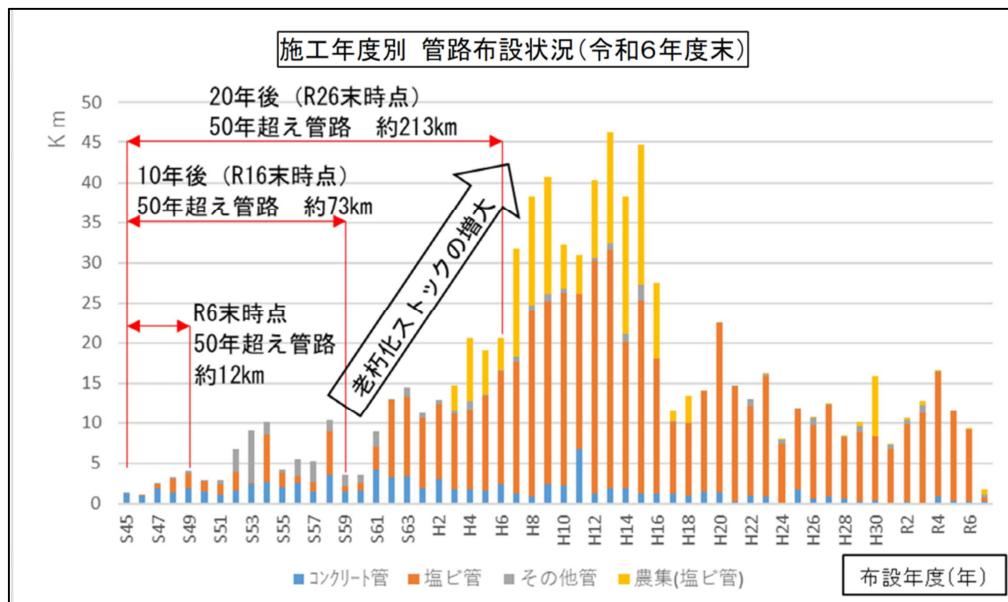
さらに、今後の人ロ減少社会の進展に伴い、下水道使用料の収入増加が見込めないなど、公共下水道を取り巻く環境は一層厳しさを増しています。

下水道事業における住民サービスを将来にわたり安定的に継続していくためには、効果的かつ効率的に下水道施設の管理を行っていく必要があります。



管の破損による
道路陥没

<図10: 公共下水道管路の年度別布設延長(令和6年度末)>



«管渠老朽化率:1.8%(令和6年度末)»

$$\begin{aligned} \text{管渠老朽化率(%)} &= \text{法定耐用年数(50年)} \text{を経過した管渠延長} / \text{全管渠延長} \times 100 \\ &= 12.4 / 675.1 (\text{km}) \times 100 \div 1.8 (\%) \end{aligned}$$

<図11:処理場やポンプ施設の老朽化状況>

【躯体の老朽化】



ひび割れ



漏水



CO剥離・鉄筋むき出し

【設備の老朽化】



老朽化による機器の性能低下

※昭和45年～昭和55年にかけて内浜処理場、皆生処理場、中央ポンプ場が建設され、半世紀が経過し、著しい老朽化がみられる。

(3) 経営状況

経常収支比率が100%以上を維持できていることや、流動比率や水洗化率が年々向上・改善していることから、現在は効率的かつ健全な事業経営を行っていると考えられます。しかしながら、原油価格高騰や物価上昇をはじめ、労務費や支払利息の上昇など、経営環境の厳しさが増していくと予測されるため、より一層の経営の効率化に取り組む必要があります。

今後、施設の改築や更新費用が増大する見込みであり、投資の平準化や施設規模の見直しなど、投資を計画的に推進していく必要があります。

«改築・更新費用(令和6年度～15年度)» ※米子市下水道事業経営戦略(第2次改定)令和7年3月

- ・処理場再構築事業(内浜・皆生):約142百万円
- ・ストックマネジメント計画事業(管路・機械設備):約52百万円

(2) 農業集落排水施設

① 整備状況

農業集落排水事業は、農業用水路の水質保全を図るため、農業集落における生活排水の汚水・汚泥等を処理する施設の整備を目的として、本市では平成2年度から事業に着手し、平成19年度には全12地区の整備が完了しています。

«R6年度末の整備等の状況»

- ・全体処理区域面積:1,169.9ha
- ・処理区域内人口:13,566人
- ・管路布設全延長:約155km
- ・汚水処理施設人口普及率(全行政人口):9.5%
- ・水洗化率:89.0%

② 課題等

ア) 農業集落排水施設への未接続について

公共下水道と同様に、既存浄化槽やくみ取り槽の利用(※4)があります。農業集落排水施設への未接続状態は、使用料収入がないことによる建設費や維持管理費等の財政面への影響のほか、環境衛生や公共用水域の水質保全が図れないことにより、事業本来の目的が果たせないことが考えられるため、水洗化率の向上に取り組んでいく必要があります。

※4 農業集落排水区域における単独浄化槽やくみ取り槽の使用状況(令和6年度末):8.9%(使用者数/区域内人口)

イ) 老朽化対策等について

公共下水道と同様に、事業着手当時に整備した処理施設は、大規模修繕や施設更新の時期を迎えています。

③ 経営状況

農業集落排水施設は公共下水道に比べ、処理施設が小規模分散型のため、効率的な施設管理が困難なほか、使用料などの収益だけで維持管理などの経費が賄えず、財政基盤はぜい弱な状況にあり、独立採算による経営が困難な事業です。

現在、農業集落排水施設は処理区ごとに処理施設を有していますが、今後の少子・高齢化の進展に伴い、更に効率的な施設運営が求められるため、施設の再編が必要な状況にあります。

(3) 合併処理浄化槽

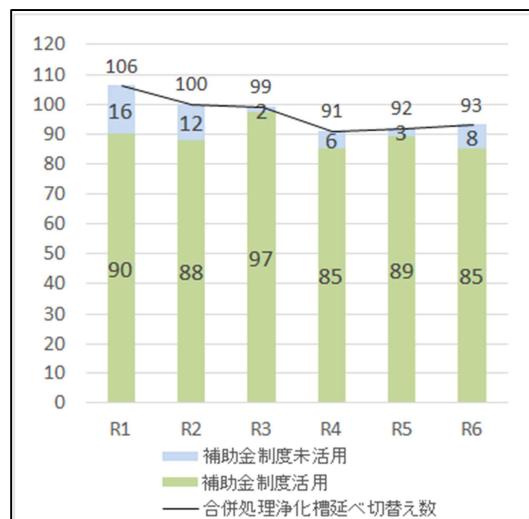
① 普及状況

本市では、平成31年2月策定の前方針により、合併処理浄化槽については年間100基を設置目標として、生活排水対策を推進してきました(図12参照)。

令和5年度には、令和9年度以降における公共下水道及び農業集落排水施設の区域外の生活排水対策を合併処理浄化層の普及促進を主体とする方針に移行することになりました。

令和6年度末での本市の行政人口に対する当該施設の汚水処理人口普及率は、9.2%となっています。

<図12:合併処理浄化槽切替え基数(R2~6)>



② 普及促進に向けた補助制度の設立

平成2年度に制度を創設し、普及促進を開始しました。その後、平成31年2月の前方針の策定に伴い、令和元年度から単独処理浄化槽又はくみ取り槽から合併処理浄化槽への切替え設置にかかる補助額及び基数の拡充を実施してきました。

令和7年度からは、切替え設置にかかる既存槽撤去の上乗せ補助及び新築に伴う、浄化槽設置にかかる補助制度を開始しました。

③ 課題等

ア) 単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽への切替え促進

単独処理浄化槽は、し尿だけを処理し、生活雑排水の処理はしないため、環境衛生の向上や公共用水域の水質保全を図る能力は不十分だと認識しています。平成13年4月には改正浄化槽法により単独処理浄化槽の新設が禁止され、合併処理浄化槽の設置が義務付けられました。

本市では、単独処理浄化槽やくみ取り槽の利用(※3)があるため、合併処理浄化槽への切替えを促進する必要があります。

※4 合併処理浄化槽の処理区域(コミュニティプラント含む)における単独浄化槽やくみ取り槽の使用状況(令和6年度末):40.3%(使用者人口/区域内人口)

イ)適正な維持管理の確保

浄化槽は、適正な維持管理を行うことで汚水処理能力が発揮されます。浄化槽法では保守点検、清掃、法定検査の3つを実施することが義務づけられています。

令和6年度末における清掃の実施率は55.4%、法定検査の受検率は54.1%と低い水準にあり、適正な維持管理がなされているとは言い難い状況にあります。

このように維持管理や検査が適正に行われない場合、環境衛生の向上や公共用水域の水質保全に支障が出ることが考えられます。今後、使用者の責任による適正な維持管理及び法定検査の受検率向上に向けた取組を強化する必要があります。

«浄化槽法で定める保守点検、清掃の実施率及び法定検査の受検率(令和6年度末)»

- ・ 保守・点検:84.3%
- ・ 清掃:55.4%
- ・ 水質検査(浄化槽法第11条):54.1%

ウ)公共下水道使用者との公平性について

合併処理浄化槽による排水対策に方針転換した地域と、公共下水道により排水対策を行う地域において、同じ市民として生活排水処理の行政サービスを受けるにあたり、経済的負担における公平性の観点から、今後も合併処理浄化槽の設置にかかる補助制度を継続するほか、維持管理費用に対する補助制度などの支援策を検討する必要があります。

VI 今後の生活排水対策方針について

生活排水処理施設の整備状況や課題等を踏まえ、効果的な生活排水処理を図るため、今後の生活排水対策の方針について、以下のとおり定めるものとします。

1 基本的な考え方

(1)汚水処理人口普及率と水洗化率の更なる向上

概成後においても、生活環境の向上や公共用水域の水質保全を図り、市民にとって安全で快適な生活基盤を維持するには、今後も生活排水処理施設の整備が必要です。また、公共下水道や農業集落排水施設の本来の目的を果たすためには、整備区域における未接続世帯の解消が必要です。

本市では汚水処理人口普及率と水洗化率の更なる向上を目指し、生活排水対策の推進に努めていきます。

各生活排水処理施設における主な推進手法は、以下のとおりです。

- ① 公共下水道：計画区域における未整備区域の整備継続ならびに未接続世帯への接続勧奨
- ② 農業集落排水施設：未接続世帯への接続勧奨
- ③ 公共下水道や農業集落排水の区域外：合併処理浄化槽の普及促進

(2)安心・安全で持続可能な生活排水対策の推進

生活排水対策は、住民生活にとって欠かすことのできない重要なものであり、今後も安心・安全、かつ持続可能な排水対策を推進していく必要があります。

今後も人口減少等の社会情勢や生活排水に関する国の動向等を踏まえたうえで、施設の老朽化に伴う改築・更新等のほか、地震や風水害等の自然災害の頻発化、甚大化に対応すべく、耐震化等の防災・減災に向けた対策を行います。

2 各生活排水処理施設における今後の方針

(1)公共下水道

①未整備区域の整備継続について

概成後の計画区域内の未整備区域について、関係機関や地権者等との協議を円滑に進めて、整備を計画的に行い、更なる汚水処理人口普及率の向上を目指します。

また、国の「10年概成」後においても、新規整備にかかる国庫補助制度の継続を要望し、財源確保に向けて国県への働きかけを行います。

②公共下水道への接続勧奨について

水洗化率の向上に向け、戸別訪問や発信等による普及啓発を効果的に行い、未接続世帯に対し接続勧奨に努めています。

«現在の主な取組»

- 発信 PR(HP掲載)
- 水洗便所改造資金融資あっせん制度
- 戸別訪問

③老朽化対策や再構築等について

老朽化した施設については、今後も「ストックマネジメント」により、予防保全型の管理を行い、計画的かつ効果的な施設の管理を進めていきます。

また、今後の人口推移等の社会情勢を見据えた、持続可能な排水対策に向け、「米子市下水道施設全体最適計画」(令和6年3月策定、図13参照)に基づき、既存施設の老朽化に伴う機能集約や適正な施設規模の設定のほか、脱炭素を踏まえた施設への転換など、効率的かつ効果的な施設の再構築を行います。

昨今の災害の頻発化・甚大化を鑑み、上下水道の急所施設(水源地、配水池、基幹管路、汚水処理場等)や防災上、重要な施設(避難所や災害拠点病院等)に接続する管路について、上下水道の一体的な耐震化を図っていきます(図14参照)。

«主な整備内容»

○ 管路

ストックマネジメント計画に基づく管渠の改築等



管渠の老朽化対策(TVカメラ調査)



管渠改築(管更生)

○ 処理場・ポンプ場

ストックマネジメント計画に基づく施設の改築更新のほか、以下の機能集約や施設の再構築を予定。
(内浜処理場)

- ・ 米子浄化場の廃止に伴う、し尿・浄化槽汚泥受入れ施設の新設
- ・ 水処理機能の強化や将来的な中央ポンプ場の管理機能集約を前提とした処理場管理棟の新設

(皆生処理場)

- ・ 耐震・耐津波診断を行い、必要な対策工事を実施
- ・ 維持管理コスト削減のため、先進的な高効率の省エネ型水処理施設へ更新

(淀江浄化センター)

- ・ 農業集落排水施設の統合を前提とした、段階的な機能増設(将来)

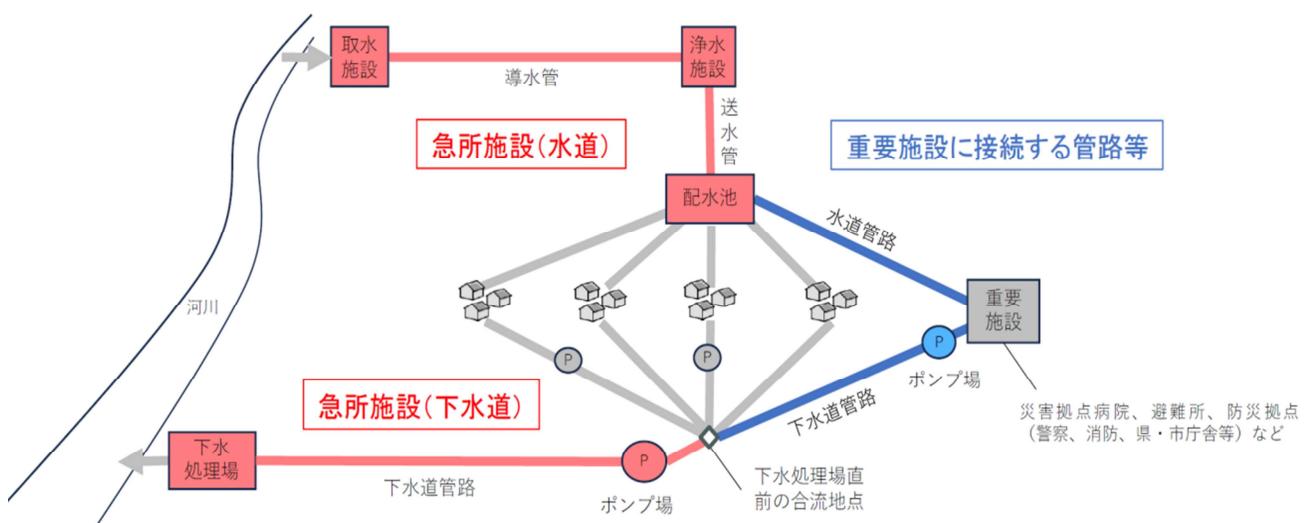
○耐震化対策

米子市上下水道耐震化計画(令和7年1月策定)に基づく、上下水道施設の一体的な耐震化の推進

<図13:「米子市下水道施設全体最適計画」(令和6年3月策定)>



<図14:上下水管路の一体的な耐震化イメージ図>



(2) 農業集落排水

① 農業集落排水施設への接続勧奨について

農業集落排水においても、公共下水道と同様に、今後も水洗化率の向上に向け、戸別訪問や発信等による普及・啓発活動を効果的に行い、未接続世帯等に対し接続勧奨に努めていきます。

② 公共下水道への編入について

事業着手当時に整備した処理施設は、大規模修繕や施設更新の時期を迎えており、持続可能な下水道事業の運営に向け、「米子市下水道施設全体最適計画」(図13参照)に基づき、将来的には一部地区を除き、内浜処理場や淀江浄化センターへの編入を含む、施設の効率的な運営体制を構築します。

«施設再編の内容»

○ 尚徳第1・2地区、成実第1・2、五千石地区

- ・内浜処理区へ編入(予定)

○ 巖、福井、福岡、大高第1地区

- ・淀江処理区へ編入(予定)

○ 春日、伯仙、本宮

- ・単独での運用を継続

(3) 合併処理浄化槽

弓浜6地区のうち、令和6年度に公共下水道の計画区域を見直し、令和9年度以降合併処理浄化槽の普及促進を主体とした排水対策へ移行する区域については、浄化槽法で定める「浄化槽処理促進区域」として位置付け、国や県の補助制度を積極的に活用し、普及促進を図っていきます。

本市では、『個人設置(公共関与)型』により、合併処理浄化槽の普及促進を行う方針としていますが、効果的な普及促進を図るにあたり、住民の合併処理浄化槽への転換意欲に対する喚起を目的として、今後も合併処理浄化槽の設置補助制度の拡充を検討するとともに戸別訪問、発信等による適正な維持管理の指導を徹底します。

① 補助制度の拡充 ※P17「補助制度の概要」参照

公共下水道の事業計画区域外や区域内であっても当面整備が行われない区域、農業集落排水施設の区域外について、早期に生活排水対策を実施するためには、個人設置による合併処理浄化槽の普及促進が必要であることから、単独処理浄化槽又はくみ取り便槽から合併処理浄化槽への切替えや、新築などの合併処理浄化槽の新設に対する補助制度を開始しました。

また、現在浄化槽使用者と公共下水道使用者との経済的負担における公平性の観点から、合併処理浄化槽の保守点検や清掃等の維持管理費に対する補助制度の拡充についても、検討中です。

② 補助制度に係る広報活動や切替え勧奨等

合併処理浄化槽の設置に係る補助制度を広く市民等へ情報提供し、広報活動に努めます。

また、単独処理浄化槽又はくみ取り槽から合併処理浄化槽への切替えが行われない理由について分析を行い、戸別訪問等による普及・啓発活動を効果的に行い、未切替え世帯等に対し、切替え勧奨に努めます。

«現在の主な取組み»

○ 市報や自治会回覧による周知

○ デジタルサイネージ

○ 夜間戸別訪問

- 公共施設や商業施設等でのチラシ配架、又はポスター掲示
- FM放送でのPR
- リフォーム会社や保守点検業者等への周知依頼
- 弓浜地区の循環バスでのポスター掲示

③合併処理浄化槽の維持管理に対する指導強化

本市では浄化槽の清掃及び法定検査の受検率が低い水準にあり、適正な維持管理がなされているとは言い難い状況を踏まえ、清掃や法定検査等を実施していない方に対して、以下の取組のほか、県をはじめとする関係機関と連携した啓発活動等を検討し、適正な維持管理の指導をより強化していきます。

«現在の主な取組»

- 市報による啓発
- デジタルサイネージ
- 適正管理指導員による電話、戸別訪問(令和8年度開始)
- 水洗化普及員による啓発チラシ配布(普及促進の戸別訪問時にて)
- 法定検査未受検者への文書指導

【補助制度の概要】

①単独処理浄化槽、又はくみ取り槽から合併処理浄化槽への切替設置補助

下水道等計画区域外、又は計画区域内であっても当分の間、下水道等の整備が見込まれない区域について、既存住宅、事務所又は事業所等の単独処理浄化槽やくみ取り槽の廃止に伴う、合併処理浄化槽の設置を対象とした補助制度。

②新築に伴う合併処理浄化槽設置補助(令和7年度から開始)

下水道等計画区域外、又は計画区域内であっても当分の間、下水道等の整備が見込まれない区域について、新築時に合併処理浄化槽の新設を対象とした補助制度。

③維持管理の一括契約によるトータルコストの削減・事務手続きの簡素化及び維持管理費の補助(検討中)(令和8年度から開始予定)

弓浜6地区における公共下水道事業計画区域及び米川より中海側を除く区域において、合併処理浄化槽の管理者(法人を含む)に対し、下水道使用料と浄化槽維持管理費(保守点検、清掃、法定検査及びブロア電気代)の標準的な差額を補助する内容で、現在検討している。

④修繕費・更新費の補助

合併処理浄化槽本体の老朽化に伴う故障に対し、修繕費や更新費用の補助制度を検討予定。

3 今後の事業運営の方向性について

昨今の原油価格や物価高騰等に伴う建設費や維持管理費の増加、大規模な改築更新需要の増加をはじめ、人口減少に伴う高齢化社会の進展による下水道使用料の減収傾向など、今後の下水道事業を取り巻く環境は更に厳しくなることが見込まれます。そのような状況のなか、将来にわたり、必要な住民サービスを安定的かつ継続的に提供するため、「ストックマネジメント」による予防保全型の施設管理により、改築更新等を計画的に行い、費用の平準化を図っていきます。

また、今後の人ロ推移を見据え、持続可能なまちづくりを目指す「米子市立地適正化計画」(※5)などの関連計画との連携を視野に入れつつ、既存施設の老朽化も鑑み、施設の機能集約や適正規模の整備のほか、省エネルギー・創エネルギーによる脱炭素への転換など、効率的かつ効果的な施設の再構築を行っていきます。

技術職員の減少への対応及び効率的な施設管理や整備を行うため、ウォーターPPPなどの官民連携による施設管理体制の構築を図ります。

また、経営比較分析表や財務諸表による現状把握と今後の投資・財政見通しを検証し、収入と投資のバランス及び私費と公費の適正な負担区分を考慮しながら、安定的かつ持続的に事業運用を図ります。

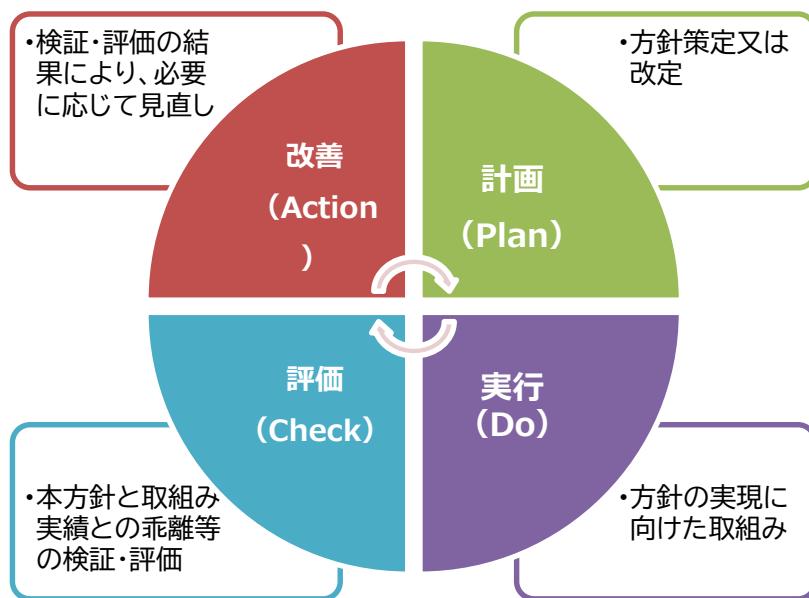
合併処理浄化槽については、本市では「住民が浄化槽を設置し、浄化槽管理者となって維持管理を行う”個人設置(公共関与)型”」の手法を適用し、本市独自の浄化槽設置にかかる補助制度により、住民への支援を行いながら、普及促進を図っていきます。

普及促進にあたっては、国や県の補助金制度を積極的に活用し、国県に対し必要額の配分や補助率嵩上げ等を要望するなど、財源確保に努めていきます。

※5 平成26年8月に「都市再生特別措置法」の改定により制度化された計画で、人口減少・高齢化社会に対応した持続可能な都市構造を目指し、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的なマスタープランとなるもの(本市では令和5年3月に策定済み)。

VII 検証及び評価

この生活排水対策方針は、今後の本市生活排水処理施設の整備状況や社会情勢等を踏まえ、この方針と取組み実績との乖離等の検証・評価を行い、今後における生活排水対策に係る取組みの改善等に反映させていくこととします。



【用語解説】

用語（50音順）	説明
あ行	
汚水処理施設の概成	公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽、コミュニティプラント等の汚水処理施設が概ね完成すること(汚水処理人口普及率が95%以上となること)。
か行	
改築・更新	施設の使用や経年劣化に伴う機能の改善に向け、改築の対象施設の「一部」を再建設または取り替えることを「改築」、改築の対象施設の「全部」を再建設または取り替えることを「更新」という。
合併処理浄化槽	し尿(トイレの汚水)と生活雑排水(台所、風呂、洗濯、洗面所などから出る汚水)をまとめて処理する浄化槽のこと。
下水道事業経営戦略	経営戦略は、各公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくための、中長期的な経営の基本計画のこと。
くみ取り便槽	水洗化されていないトイレの排泄物(し尿)を貯めておき、くみ取る方式の施設のこと。
経営比較分析表	公営企業において、経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、経年比較や他公営企業との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行うために作成された表のこと。
経常収支比率	地方公共団体の「経常的収入」のうち、「経常的経費」にどれだけ充當されているかを示す指標のこと ※経常的経費(人件費・扶助費・公債費など) ÷ 経常的な一般財源(地方税・普通交付税など) × 100 (%)
公共下水道計画区域	下水道を整備する計画が立てられている区域で、全体計画区域や事業計画区域のこと。
公共下水道	主に市街地の下水(汚水や雨水)を排除・処理し、生活環境の向上や公共用水域の水質保全を図ることを目的とした施設。原則として市町村が事業主体となって管理を行う。
公共用水域	河川、湖沼、港湾、沿岸海域など、公共の利用に供されている水域のこと。
国庫補助金	地方公共団体が行う特定の事務事業に対して国から交付される給付金のこと。
さ行	

財務諸表	企業の財務状況や経営成績、現金の流れなどをまとめた「決算書」のこと（「貸借対照表」「損益計算書」「キャッシュ・フロー計算書」が「財務三表」と呼ばれている。）。
し尿	トイレを使用時に発生する排水(尿、糞、流水、使用したトイレットペーパーを含む)のこと。
事業計画、事業計画区域	全体計画区域のうち、5~7年程度の期間で事業を行う予定の区域や施設を定めた計画であり、この計画で定めた区域を事業計画という。
10年概成方針	国土交通省、農林水産省、環境省が連携して推進する、汚水処理施設の整備に関する方針。2014年(平成26年)1月に策定された「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」の中で提示されており、おおむね10年後(当初の目標は平成38年度末、つまり2026年度末)を目途に、汚水処理施設の整備をほぼ完了することを、目指した方針のこと。
浄化槽処理促進区域	環境省が「改正浄化槽法」(2020年4月施行)に基づいて推進する、浄化槽の普及を加速させるための制度。浄化槽によるし尿や雑排水の処理を特に促進する必要があると市町村が認め、指定した区域であり、その区域では合併処理浄化槽の設置を促進することを目的としている。
水洗化人口	公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽に接続して、実際にその施設を利用している人口のこと。
水洗化率	公共下水道や農業集落排水等の整備区域内の人口のうち、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽に接続して、実際にその施設を利用している人口の割合のこと。
ストックマネジメント	長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改善を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化することを目的とする計画のこと。
生活雑排水	し尿(トイレの排水)を除いた台所や風呂等から排出される排水。
全体計画、全体計画区域	公共下水道の対象区域の基本的な計画であり、将来的の人口推移や土地利用などを踏まえて定められた計画を全体計画といい、その区域を全体計画区域という。
た行	
単独処理浄化槽	し尿処理(トイレ)のみを処理する浄化槽で、生活雑排水の処理は行われない。
な行	

農業集落排水施設	農村部の自然環境の保全と生活環境の整備を目的として、生活雑排水が農業用水路や農地に流れ込むことを防ぐための施設で、農林水産省所管事業により築造。
は行	
法定耐用年数	国が定めた固定資産を使える期間をいい、構造や用途により定められている。
や行	
予防保全型	施設の老朽化による故障や劣化を未然に防ぐため、これまでの「壊れてから直す(事後保全型)」ではなく、計画的な点検や修繕等を行う維持管理手法。
ら行	
流動比率	企業の短期的な支払い能力を示す財務指標のこと。 ※数式：経常的経費(人件費・扶助費・公債費など) ÷ 経常的な一般財源(地方税・普通交付税など) × 100 (%)